

○ 市内4駅周辺指定区域基準

区 分		寝屋川市駅 周辺指定区 域	寝屋川市駅 西側周辺指 定区域	香里園駅西 側周辺指定 区域	香里園駅東 側周辺指定 区域	萱島駅周辺 指定区域	寝屋川公園 駅周辺指定 区域	打上高塚町 周辺指定区 域
広告物の 形式・大きさ等								
屋上広告物	縦	建物の高さの1/3以内			建物の高さの1/5以内			
	横	建築物の幅の範囲内			建築物の幅の範囲内			
	表示面積の合計	壁面の面積の1/5以内			壁面の面積の1/5以内			
	掲出個数	原則、1建築物につき1個						
壁面広告物	縦	建築物の高さの1/3以内			建物の高さの1/5以内			
	横	建築物の幅の範囲内			建物の幅の範囲内			
	表示面積の合計	壁面の面積の1/5以内			壁面の面積の1/5以内			
突出広告物	上端の高さ	取付壁面の高さ以下			取付壁面の高さ以下			
	突出幅	取付壁面から1m以内			取付壁面から1m以内			
	道路への突出し				不可			
	提出個数	原則、1壁面につき2個以内			原則、1壁面につき1個以内			
独立広告物 ※自家用	上端の高さ	地上から最上端までの距離は、10m以内						
	表示面積の合計	表示面積の合計は20㎡以内						
※上段以外	上端の高さ	地上から最上端までの距離は、5m以内						
	表示面積の合計	表示面積の合計は10㎡以内						
塀及び柵（以下 「工作物等」とい う）に設置するも の	縦	工作物等の高さの1/2以内						
	表示面積の合計	表示される工作物等の見附面積の1/10以内						
色彩基準 （規制対象色）	彩度	赤（R）、黄赤（YR）、黄（Y）：6超 その他：4超						
	明度	3未満						
※自然素材の色彩 は除く	使用面積	上記対象色の使用面積の合計： 30/100以内			上記対象色の使用面積の合計：20/100以内			

○ 表示制限物件（電柱や停留所標識を利用する広告物）

電柱や停留所標識は、広告物の表示方法が制限される物件であり、これらを利用する場合、次の規制がかかります。

禁止区域内や許可区域内で電柱等に広告物を掲出しようとする場合は、この規制内容が許可基準となります。

	電柱を利用する広告物等		停留所標識を利用する広告物等
	突き出して取り付けるもの	巻き付けて取り付けるもの	
大きさ	縦 1.2m以内 横 0.45m以内	縦 1.5m以内 横 電柱の円周の範囲内	縦 0.45m以内 横 0.45m以内
掲出位置	地上から最下端までの距離 4.5m以上（歩道上3.0m以上） 電柱との間隔 0.15m以内	地上から最下端までの距離 1.2m以上	地上から最下端までの距離 0.7m以上
掲出数	電柱1本につき1個	電柱1本につき1個 （道路標識を掲出している電柱には、 掲出してはならない。ただし、道路標 識の効用を防げないものである場合 は、この限りでない。）	道路等の進行方向面に掲出しないこと
色彩等	✓ 地色は、電柱を利用する広告物等にあつては白色又は白以外の色で彩度が3以下のもの。 停留所標識を利用する広告物等にあつては赤色、黄色その他これらに類する色以外の色 ■ 蛍光塗料以外の塗料 ※ ✓■とも看板の場合に限っての制限		